

旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行うので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第2項の規定により公表します。

令和6年3月26日

旭川市長 今津寛介

1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 旭川市愛育センター給食賄材料納入業務

(2) 契約の概要

ア 業務内容

旭川市愛育センターにおける給食用パンの納入（年間予定数 3,600 個）

イ 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

ウ 発注部局及び問合せ先

旭川市春光2条7丁目2番41号

旭川市子育て支援部愛育センター

電話 0166-51-3059

2 契約の相手方の選定基準

(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する福祉関係施設等に該当すること。

(2) 発注製品を指定日時までに配達が可能であり、発注内容の変更にも柔軟に対応ができること。

(3) 本市が推進している米粉の消費拡大を図るため、米粉パンの納入が可能であること。

3 契約の相手方の決定方法

上記2により、社会福祉法人 鷹栖共生会 みらい及び社会福祉法人 あかしあ労働福祉センター授産事業部を指定し、業務の履行の可否を確認の上で契約を締結する。